

第6回岩手県分権推進会議議事の論点

1 過剰な関与の是正について

今回の会議においての協議議題が、過剰な関与の是正についてということであり、義務付け、枠付け、関与について協議することとなっているが、今般の定額給付金支給事務も、形態としては自治事務であるものの、国による一種の義務付けと危惧している。

本来、自治事務は地方公共団体自らの判断と責任により行なう事務であるが、今回の定額給付金は、国においてその実施の必要性を痛切に感じ、全国民を対象に全国一律に定額の金銭を給付するものであることから、自治事務である必然性は全くない。経済政策としての有効性等、給付の是非の議論はともかく、都道府県や市町村自らがその実施を希望した制度でもないことから、都道府県や市町村がその事務を実施しなければならないのであれば、定額給付金関連予算の国会での議論の経緯から考えても、法定受託事務で処理すべきであると考ええる。

もちろん、自治事務である以上、給付金の支給を行うか否かについて国は強制できないことから、この部分についての判断の権限は各市町村にある。しかし、国による活発な広報活動により、住民は定額給付金の支給を既定のこととして受け止め、国からの指示（技術的な助言）により、都道府県、市町村も支給を前提に事務を進めているのが実態である。いわば、国により外堀を埋められたような状況において、市町村は住民に対し、給付金を支給しないという選択はできない。

このことから、市町村は、実質的な判断をすることができないまま、定額給付金支給について、自治事務としてその実施責任を負うこととなってしまいが、これまでの地方分権の議論は何であったのかと、無力感を覚える。

今後は、今回の定額給付金支給事務のように、形式的には自己決定と自己責任に基づく自治事務でありながら、実質的には地方公共団体には決定権も裁量権も無く、国により実施を義務付けられているような事務に関しては、県及び市町村が連携し、国に対して強く異議を唱えていくことが必要と考える。

2 分権推進のための課題解決への取組結果について

報告事項の に関連するが、二重行政の解消に向けての取り組みについて、事務局原案によると、県南広域振興局とモデル市町村において、モデル的に取り組み、その結果を直ちに適用したいということである。しかし、市町村ごとの個別の事情のためではなく、法律上あるいは制度上、県と市町村の役割や責務が不明確であるがゆえに二重行政（重複型）となっているものについては、前回の会議においても申し上げたとおり、全県単位で統一的に検討が行われるべきである。

事務局原案によると、全35市町村を対象として一斉に事業仕分けを行うこととした場合、相当の事務量が想定され、各市町村の状況も様々であることから、モデル的に取り組むとのことであるが、法律上あるいは制度上、県と市町村の役割や責務が不明確である事業については、各市町村の状況云々ということはないので、まず、県と市町村のどちらの役割や責務であるかを線引きし、その後で、各市町村の状況により権限移譲等を考慮すべきと考える。

事務事業の実施責任の所在を明確にしないまま、各市町村の状況により、当該事務事業について県が担う場合もあれば、市町村が担う場合もあるというのでは、原理、原則を考えない、場当たりの対応に終わってしまう可能性が高い。

また、二重行政の早急な解消のため、モデル的に取り組んだ結果を、市町村の理解を得ながら直ちに適用するということであるが、急ぐあまり、モデル市町と課題を抱える県南広域振興局の取組みが既成事実として独り歩きしてしまうことが心配である。確かに二重行政の早急な解消は大切であるが、拙速で場当たりの解消では意味がない。